

平成30年4月から年金額の改定ルールが変わります

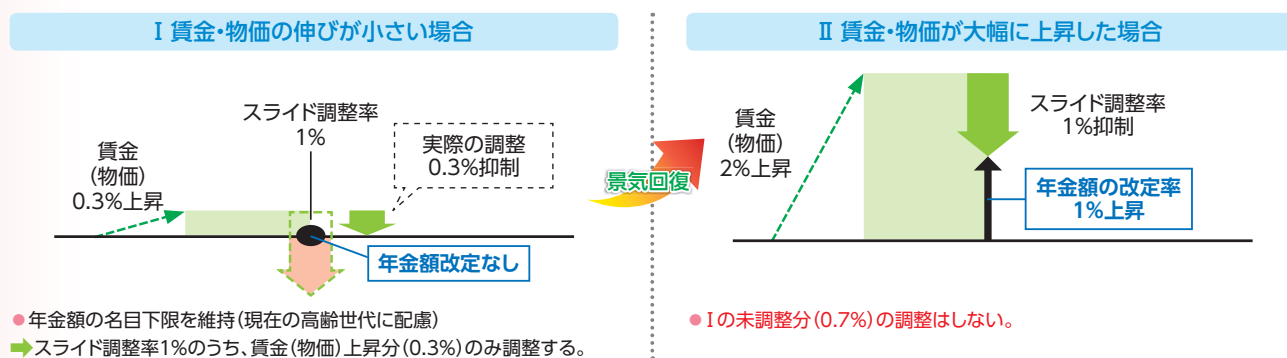
平成28年12月に成立した、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」により、年金額の改定ルールが見直されました。

現行の年金額改定ルール

年金額は、賃金・物価の変動に応じて毎年度改定されます。

また、保険料収入等限られた財源の中で、年金の給付水準を調整する仕組みとして、「マクロ経済スライド」が導入されています。具体的には、賃金・物価による年金額の伸びから、平均余命の伸びや現役世代の減少を考慮した「スライド調整率」を差し引いて、年金額を改定することとなっています。ただし、年金受給者に配慮して、前年度より年金額を引き下げる調整は行わない措置（名目下限措置）がとられています。

現行イメージ図 賃金(物価)上昇が0.3%から2%に回復し、スライド調整率がいずれの場合も1%と仮定したときの例

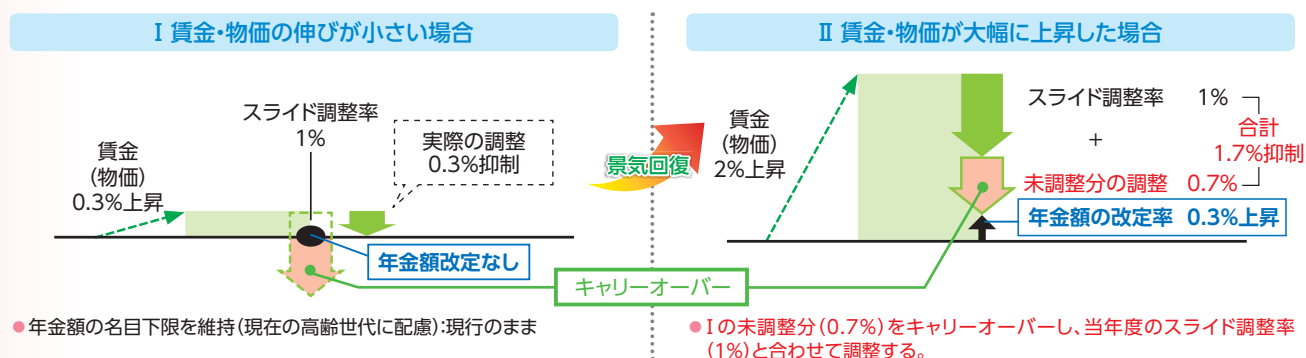


平成30年4月から マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し

マクロ経済スライドによる年金額の調整は、上図IIの例のように賃金・物価が大幅に上昇しなければ、十分に行われません。

そのため、名目下限措置は維持しつつ、賃金・物価の伸びが小さいとき、または下落したときに調整できず繰り越した未調整分を賃金・物価の上昇時に調整する仕組み(キャリアオーバー)が導入されます。これにより、年金額の上昇は抑制されることとなります。

改正後イメージ図 賃金(物価)上昇が0.3%から2%に回復し、スライド調整率がいずれの場合も1%と仮定したときの例



平成33年4月から 賃金・物価スライドの見直し

現行では、賃金の変動率がマイナスで、物価の変動率より低下している場合には、物価の変動に合わせて年金額が改定(減額)されるか、改定なし(据置き)とされています。

平成33年4月からは、将来世代の給付水準の確保のため、上記の場合には賃金の変動に合わせて年金額が改定(減額)されます。